公開質問状

２０２３（令和５）年５月１８日

被通知人　世界平和統一家庭連合

代理人弁護士　福本　修也　殿（連絡担当）

同　　弁護士　堀川　　敦　殿

同　　弁護士　鐘築　　優　殿

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

上記弁護団　弁護団長　弁護士　村越　　進

同　副団長　　弁護士　内田　信也

同　副団長　　弁護士　吉岡　和弘

同　副団長　　弁護士　紀藤　正樹

同　副団長　　弁護士　塚田　裕二

同　副団長　　弁護士　荻原　典子

同　副団長　　弁護士　植田　勝博

同　副団長　　弁護士　山田　延廣

同　副団長　　弁護士　平田　広志

同　事務局長　弁護士　山口　　広

外３３９名

東京都千代田区麹町４－７

麹町パークサイドビル３階

（連絡担当）上記弁護団事務局次長　弁護士　阿部　克臣

電　話　０３－６２６１－６６５３

ＦＡＸ　０３－３５１５－６６８２

前略

当弁護団は、本年２月２２日以降現在まで、被通知人世界平和統一家庭連合（以下「被通知人」といいます。）の代理人である貴職らとの間で複数回に亘る通知のやりとりを行っています。その概要は以下の通りです（以下、各通知について左端の番号①ないし⑩で表記します）。

	年月日	当弁護団発出	被通知人発出	概要
①	2023/2/22	通知書		第一次通知 通知人５０名、請求額１６億１１２９万１８２２円
②	2023/3/2		回答書	①への反論
③	2023/3/19	通知書（２）		②への反論
④	2023/3/29		回答書（２）	③への反論
⑤	2023/4/5	通知書（第二次）		第二次通知 通知人２０名、請求額３億１４９３万３５７４円
⑥	2023/4/12		回答書（第二次）	⑤への反論
⑦	2023/4/12	通知書（３）		④への反論
⑧	2023/4/20		回答書（３）	⑦への反論
⑨	2023/5/2	通知書（４）		⑥及び⑧への反論
⑩	2023/5/8		個別の回答書	個別被害（１０名）に対する認否反論

当弁護団は、これまでの被通知人とのやりとりを踏まえ、今後被通知人と交渉を継続するか否かを判断するため、被通知人に対し、以下の点を、令和５年６月２日（金）までに回答するよう求めます（同回答も、本書と同様に公開しますのでその点ご了承下さい。）。

１　献金記録の開示について

当弁護団は、③、⑤、⑦、⑨の通知書で繰り返し、各通知人に関する献金記録の開示を求めています。ところが、被通知人は、昨年９月以降、「誠実に対応す

る」旨を対外的に再三主張してきた言に反して、現在に至るまで、立証責任は当弁護団にあるなどと述べ、同記録の開示に一切応じようとしていません。被通知人のかかる対応は、宗教法人の対応としては明らかに不当なものです。

各通知人が被通知人及びその関連組織に名目の如何を問わず支払ったデータは被通知人において掌握していることは明白です。かつて被通知人の信者であった者が、献金あるいは物品購入代金としていくら支払っていたかに関する客観的な資料を、速やかに当弁護団に開示するよう重ねて強く要求します。

被通知人が献金等の出捐行為に際し、ア）信者から振込ではなく現金で支払わせていたこと、イ）当該出捐に対する領収証や受取証等の資料を交付していなかったことからして、構造的に、元信者の側には献金等の出捐の裏付け資料が乏しくなり易いことは明らかです（証拠の偏在）。のみならず、ウ）被通知人は各種献金において必要な金額を設定し（祝福献金は１４０万円、聖本献金は３０００万円など）、献金額が同金額に達して初めて祝福が受けられたり、あるいは聖本が授けられていたりしたのですから、被通知人の側には各信者の出捐額を確認するための資料があることは明らかです。先祖解怨献金に至っては、先祖解怨カードが作成され、コンピューターシステム上でその実績が被通知人側で管理しています。

こうした証拠の所在に関する事情からすれば、被通知人において出捐に関する資料の開示をすべきです。

また、被通知人が自らを真っ当な宗教法人だと主張するのであれば、元信者から従前の出捐額を開示するよう求められればこれに応じるべきであるのは、宗教法人が対応すべき当然の行為ではないでしょうか。

被通知人は、現時点では税制上の優遇措置を受ける公益法人たる宗教法人です。そうした立場にあることを前提に、是非、誠実な対応の一環として、献金記録の開示をするよう要求します。

そこで、改めて、以下の点について回答するよう求めます。

（１）各通知人についての献金記録を開示するのか否か。

（２）（１）についてもし開示しないというのであれば、開示に応じられない具体的な不都合な理由を明示するよう求めます。

２　時効・除斥期間について

（１）当弁護団は、①、⑤、⑦、⑨の通知書において繰り返し、例え古い時期の被害であっても消滅時効や除斥期間の主張がなされるべきではないことを指摘しています。

そうした事案においては、不当に植え付けられた被通知人の教義や「地獄へ落ちる」恐怖の影響等の、被害を認識できず、あるいは被害を言い出せずにいた事情があります。

また、そうした古い被害が現在まで解決されていないのは、民事裁判で、入信勧誘や献金勧誘の組織的な違法性が繰り返し認められても、被通知人自身が過去の被害を誠実に調査することをせず現在まで放置してきたことに元々の原因があります。

さらに、被通知人自身が昨年来、「誠実に対応する」旨を対外的に主張してきたことからしても、除斥期間や消滅時効の主張をすることは、法人としての誠実な態度とは相容れないものです。

（２）もし被通知人が本書を受けてもなお、除斥期間や消滅時効を主張することを変えないのであれば、当弁護団は訴訟提起に向けて準備を進めざるを得ません。

そこで、被通知人において、今後も除斥期間や消滅時効の主張を維持するのか否か、それが、被通知人が対外的に主張してきた「誠実な回答」であるといえるのか、改めて回答を求めます。

３　信徒会対応について

（１）当弁護団は、③、⑦、⑨の通知書において繰り返し、信徒会が弁護団の個別の弁護士と交渉する方法は不適切であることを指摘しています。

（２）ところが、⑩の個別回答書では、３名の「信徒会代表」なる者からの回答形式となっており、対応もその者が行うようです。

既に指摘している通り、当弁護団は信徒会が実在するものとは考えていません。その点を措くとしても、これまで多くの判例で個々の信徒の行為について被通知人の使用者責任が認められている以上、本集団交渉において、信徒会の回答及び対応に任せきりにすることは、被通知人の対応として不適切と言わざるを得ません。そもそも、信徒会と被通知人が別個のものであるというのであれば、被通知人自身が昨年来、「誠実に対応する」旨を対外的に主張してきたことからしても、解決方向での、被通知人独自の判断があってしかるべきです。しかし、今のところ被通知人自身からの回答はありません。

そこで、そもそも今般の個別回答書記載の主張は、被通知人自身の回答でもある、と考えて良いのかどうかを回答し、被通知人独自の回答があるというのであれば、その旨も明らかにするよう要求します。

４　販売会社の責任について

（１）⑩の個別回答を見ると、物品被害については「販売会社に問い合わせ下さい」などという、被通知人とは無関係であるかのような主張がなされています。

しかし、通知人らの物品被害は、その内容からして、被通知人関連の販売会社から購入させられたものであることが明らかです。そして、過去には、裁判において被通知人関係の販売会社の行為についても被通知人の使用者責任が認められています。さらに、被通知人自身の刑事責任を直接認めるには至らなかったものの、販売会社の不当な販売活動について、被通知人の組織的な販売活動であることを事実上認めた刑事事件（新世事件）の判決さえあるのです。そうである以上、被通知人関連の販売会社が過去に起こした行為

については、被通知人が責任を以て調査し、回答すべきです。

（２）そこで、被通知人が今後、販売会社の行為について、被通知人の責任において調査、回答をするかどうか、そしてなぜ今回「販売会社に問い合わせ下さい」などと不誠実な回答をしたのか、について回答をするよう求めます。

５　海外での献金の責任について

（１）⑩の個別回答を見ると、清平での献金被害（先祖解怨等）については被通知人に責任がない旨の主張がなされています。しかし、これらの献金の勧誘は、いずれも日本の被通知人の信徒によりなされたものであることは明らかです。清平での献金被害について被通知人の使用者責任があることはご存じのはずです。

そうであれば、この点も、被通知人が韓国本部と連絡を取り合うなどして、被通知人が責任を以て対処することこそが誠意ある対応、といえるのではないでしょうか。

（２）そこで、改めて、清平での献金被害について、被通知人が責任を以て調査、回答することに応じるかどうか、回答をするよう求めます。

６　調査結果の進捗について

今般一次通知の５０名の内、１０名分の個別回答がありましたが、４０名については回答未了です。既に一次通知からは３か月近くが経過しているので、二次通知の通知人らと併せて調査状況を確認頂き、回答予定時期を回答して下さい。

草々